

第4回三重県水源地域の森林の保全に関する検討委員会 議事概要

議事（1）水源地域の保全に関する条例の骨子案について（事務局説明）

【議長】

ただいまのご説明では、前回の委員の皆様の見解等を踏まえて、市町の方へもアンケート調査で意向調査等をしていただいて、骨子案をまとめていただいたという事ですが、大きな変更点を要約しますと、まず、水源地域のなかに、特に保全すべき地域として特定水源地域を指定するという内容が盛り込まれています。その特定水源地域につきましては、保安林制度の活用であるとか、森林の公的管理を促進して、届出が出てからあたふたするということではなくて、事前にあらかじめ大切な地域を決めておいて、そこに色々積極的な保全の施策等を講じていこうという考えを元に、骨子案を作られたのではないかと考えます。

それから、事前届出の期間についても市町の意見、実情等を考えて2ヶ月であったものを30日に短縮されているというご説明であったかと思えます。まず、大きな追加というか特定水源地域というものを選定して、そこに保安林化であるとか、森林の公的管理であるとか、そういうふうなものを進めていくという部分につきましては、皆様のご意見を伺いたいと思います。水源地域というものの中に特に特定水源地域というものを設けて2段階で構成するというこのやり方についてはいかがでしょうか。

この条例が実効性のあるものにするためにということで、事が起こってからではなかなか対応できないので、起こる前に特定の地域を設けておいて、保安林化であるとか、公的管理を行う事によって事前に対応していこうという事かと思えます。

【委員】

各市町のアンケートを読ませていただいて、我々の単組の管内でも市町によって、森林に対するとらえ方にかなり差があります。かなり広域合併が進みまして、管轄するエリアが広がっていることも市町は気にしているように感じます。水源地域の指定ということで、前回までは広く指定して規制していこうという考えがあったかと思うのですが、この市町のアンケート並びにご意見を伺っていますと、それもなかなか難しいような感じを受け止めます。以前、水源地というものをどう定義付けるかという事で意見を言わせていただいたのですが、今回は公的な水源ということで、飲料水を主にターゲットにして定めていくということですので、ひとまず特定水源地域という形で指定していただけたら前に進むのではないかなという感じがします。

たぶん特定水源地域というのは、上流部分の関係する林班になると思いますので、ある程度市町の方も納得されるのではないかなという気はしますが、一般的に水源地域に指定されるというのは、森林所有者も戸惑うのではないかなという心配があります。ですので、森林所有者の方々の認識というものも、ある程度考えてい

ただ、そういった啓蒙とかそういうものは我々ももちろんさせていただきますが、県、市町の方も普及啓発を行って頂きたいと思います。

それと、水源地域の指定の手順なんですが、一応こういう条例を定めておいて各市町の要望を聞き、それでこういう指定の具体的な地域を設定していくという手順で行われるのかなと思いますが、そのあたりのところをもう少し詳しく聞かせていただきたいと思います。

【事務局】

条例ができた場合の仮の話になりますが、他県の例では条例の施行後半年間ぐらいかけて周知し、半年後から事前届出制を導入するというので、その周知期間の半年間ぐらいで水源地域の指定をされている。水源地域については県が提案させていただいて、市町にプラスマイナスしていただいて、県が指定させていただく。特定水源地域については、あくまでも市町の要望で県が指定することができるというようになっていますので、市町の意向を聞きながら指定することになると思います。手続きに関しては、指定については県で公告縦覧させていただくというような事を考えています。

【議長】

水源地域というと上流域は非常にイメージしやすいのですが、下流域になるとどこが水源地かというのわからないと思う。市町が山側か下流側かなど位置的な事情も関係してくるかとは思いますが。他に何かありましたら。特定水源地域、これについての全体的なご意見ご質問がありましたらお願いします。

【委員】

特定水源地域については、熊野市も賛成させていただいているのですが、公有林化については、アンケートにもありましたが、なかなか難しいという話をさせてもらいました。森林の公的管理、買い取りの部分もある程度残して頂いたということで、ありがたいと思っております。

熊野市としましては、この際にまずは保安林化を進めさせて頂ければと考えている。やはり、保安林というのは登記簿に「保安林」と示されるので、業者から見た場合も良いインパクトを与えますし、林業サイドにとっても、色んな補助制度とか公的に森林整備を進めることができるので、この際に保安林化を進められたら良いと思う。しかし、保安林化を進めるには、森林所有者の理解を得るという事が難しい。それから、いま保安林を進めているのは治山堰堤の上流側とか大きな範囲で、まず事業系の保安林を先に指定するという事があり、こういう地域は後になるのかなという感じもしますので、特定水源地域に指定をされたら優先的に保安林化をしていただけたらとか、そのようなことをしていただけたらありがたいなと思います。また、想定されるエリアのところ「地表水」に限定してしまっているが、湧水等についても重要な水源と考えるので、この文言は取ってはどうか。

【事務局】

ご指摘の件について、「地表水」の対局に「地下水」があります。地下水に関しては、どこからどこまでが集水区域なのかが中々わかりにくい部分で、いわゆるボーリング調査等をしないと正確にはわからない部分だとは思いますが。ですから、特定水源地域としてまず守るべきところは、地表水を取っている集水区域ではないかと考えますので、まずはそこを守るという意味で指定していきたい。水源地域としては民有林の約80%をカバーしているので、因果関係がはっきりしている「地表水を取水している地点から上流の取水区域」を特定水源地域とさせていただきます。

【委員】

資料にある熊野市（旧紀和町）の特定水源地域想定図で、この赤く塗られた部分というのは現状として保安林に指定されているところなのですか。

【委員】

一部はありますが、全域ではありません。

【事務局】

紀和町の例では即答出来ないのですが、基本的に町有林であったり、区有林であったりするところが、保安林となっていることが多いのですが、もちろん個人所有の森林でも保安林となっていますので、そういう意味では個人の森林をもっと保安林化していくとか、県の事業で一定期間の伐採制限に関する協定を結ぶというようなことが必要だとは思いますが。個人所有の森林が相続をされたり、売却されたりすると持ち主がわからなくなってしまうところがあるので。

【議長】

すでに保安林に指定されている区域もありますけど、こういう面的に特定水源地域というものをかけて、まだそういう対応が出来てないところをひろいあげていこうということですかね。

【事務局】

誤解をされるといけないので補足させていただきます。紀和町の例でいうところの特定水源地域で色塗りしたところは県が基準とするようなエリアを示したものであって、この中から市町が必要と思われるところを県の方に申請なり要望をいただいて県が必要と認めたものを指定する。その特定水源地域に指定されたところについて、保安林の指定等を進めていくということなので、対象エリアが全て特定水源地域になって、そこで保安林化をしていくということではない。

【議長】

こういうところが、指定の想定範囲であるということで、実際に指定をするかどうかについては、市町等から要望があがってきて県がそれを受けて指定をする。そういう手続きということです。水源地域が民有林の78%程度ということでしたが、特定水源地域というのは、いま想定されているという範囲で結構ですがだいたい何%ぐらいが想定されている面積になってくるのでしょうか。

【事務局】

民有林の中でいきますと、全民有林35万haのうち水源地域が27万3千haで78%です。その中で、特定水源地域は推測にはなるのですが、4~5.5万haとしますと水源地域の中では15~20%、全民有林の中では11~16%ということになると思われます。

【議長】

そのあたりから要望が出てくるかどうかという動きはあるけれど、だいたいそれぐらいを想定されているという事ですね。

【事務局】

そうです。

【議長】

特定水源地域につきまして、骨子案等の内容でよろしいでしょうか。そうしましたら、水源地域と特定水源地域という2段階での構成にするということ。特定水源地域の指定については15ページの(案)で書かれているような手続き、基本方針で考えていくということ。特定水源地域については保安林化であるとか、公的管理の推進ということを念頭に置いて、届出が出てから焦るのではなくて、事前にそのような対策を講じていくというものであること。という事で特定水源地域につきましてよろしいでしょうか。それでは骨子の案のとおりということにしたいと思います。

それから届出の期間について。善良な取引については30日程度あれば事務的な手続きは問題なく出来るという事なのですが、仮に取得目的が不明確な届出があった場合は、公有林化するとかを考えると先ほどのアンケートにもありましたように、前回の案の60日でも足りないのではというような結果も出ております。ところが、市町のアンケート結果からもわかりますように、公有林化自体にあまり積極的では無いということから、現実的にはそういう手続きが行われることがほとんど無いであろうということで、30日に修正していただいていると思いますが、これについて何かご意見ありましたら。

そういうような実際の対応に困るような取引については、特定水源地域に指定をしておいて出来るだけ有効な手立てを事前しておくというような考え方でよろしいでしょうか。30日程度で手続きができるような簡単なものがでてくるという想定でということですけども。

【委員】

今日は発言をするのが初めてなので、まず骨子案の感想から述べさせていただきたいと思います。特定水源地域の指定から保安林化ということをしていただいたという事については、森林の有する水源涵養機能の維持増進を図るという目的を達成するためには、すごく大きな一歩だと思えます。保安林化というのが「守り」とすれば、取引の事前届出制度というのは「攻め」ということになろうかと思えますが、「守り」と「攻め」をしっかりと目的を達成していくという意味では、二本柱になって条例的にも目的を達成するために良くなったという感想を持っています。

ちょっと確認させていただきたいのは、取引の事前届出制度の目的というのは、不適切な取引の未然防止ということと、県民の意識向上というように捉えてよろしいですか。

【事務局】

そのとおりです。売買の目的が不明確なものがある程度明らかにしていきますし、売り主が例えば、森林法や市町の条例を知らなかったという事であれば、先に伝えることができると思います。そのような適正な森林の売買に誘導することと、あとは県民の意識の醸成というところが目的であると思えます。

【委員】

確認ですが、水源地域や特定水源地域に指定をされたかどうかというのは、所有者は売買する時になって初めてわかるという事ではなくて、事前に所有者には何かしら告知が、そもそも出来るものなのかという実務的なところと、あと特定水源地域については、市町が指定をしたい場所に関して、所有者が明確であって所有者に許可を取ってから要望していくものなのか、それとも、理解がされていない中で独自に市町が県に要望を出してしまうようなものなのか、そのあたりを確認させてください。

【事務局】

水源地域、特定水源地域、両方の指定については、公告縦覧を行いますのでホームページ等で事前に指定されることを知ることが出来るということが前提です。ただし特定水源地域については特に森林整備の事業等であるとか、保安林の指定とかが関係してきます。保安林の指定をする時には、必ず指定の承諾は要りますというお話は第1回目ですべてさせていただきましたし、事業を行っていくには本人の承諾というものがなくなってきます。ただし、必ずしも一対一で特定水源地域に事業がくっついているわけではないので、必ず指定のタイミングで承諾がいるわけではないとは思いますが。市町へのヒアリングをさせていただいた時に、市町からはあらかじめ承諾は取っておいた方がよいという話はされていました。そういうところは、普段からの付き合いもある部分ですので、多分市町の方であらかじめ承諾を取られるところもあるかとは思いますが、条例の内容は規制ではな

いので、公告縦覧のような形で出させていただくということをメインに考えています。

【委員】

各市町が独自に許可が取れる範囲で、または取りながら県に要望を出していく形になるということですね。

【委員】

30日の日程の内訳のことですが県に届出がきて、市町に通知がくるのはいつ頃なのですか。

【事務局】

県が受理してから決裁等をして10日後ぐらいに市町に届けさせていただく予定です。そこから市町の供覧、決裁等、農林関係だけではなく水道関係部局等へ回覧していただくこともあるかと思えます。

【委員】

30日で事務処理を出来なかった場合はどうなるのか。

【事務局】

実例がないので言いにくい部分ではあるのですが、その後も森林所有者等との交渉というものは出来るとは思えます。事前届出制度ですので30日間で契約の効力が発生してしまいますが、その後も森林を適正に使ってくださいと言い続けることは、森林法でカバーできるので、そういう部分も踏まえて30日で足りるのではないかと考えております。

【事務局】

通常の場合は、善良な売買であると思っていますので、県が書類を受理して市町の方へ文書を出すのが最長で10日間ぐらいあれば届けられるだろうと。それで、市町の方で課をまたがって情報共有をして、県に必要な意見を出してくるのにも10日程度かと。県がそれを受け取って届出者に助言を行う際にも、10日みておけば売買の前には文書が届くだろうと想定している。売買を止めるとか、公有林化するということは出来ないので契約が成立する前にそういった助言等の文書を届けることが出来る日数として、一般的に30日あれば良いのではないかというふうに考えた。

【議長】

実務的なことを考えるとなかなか難しいですね。ただ、調べていただいた他県の事例からいっても30日というのが一番多かったかとは思えます。あと骨子案等をすべて含めまして何かご意見ありましたら。

【委員】

取引の事前届出制度の二つの目的は、県民の意識向上と不適切な取引を未然に防止するということでしたが、先ほどの資料1の8ページにあったように、現実的には未然防止というのは難しい部分があるということでした。それにもかかわらず、県民に負担をかける、あるいは市町の担当者に負担をかけることが予想される事前届出制度を設けるという以上は、目的の達成のためにある程度実効性が担保される必要があると思います。ですので、条例の周知の徹底であるとか、他県でも事例が少ないので難しいとは思いますが、先ほどの30日間の区切りをもっと具体的に示すとかをお願いしたいです。届出があつて、県から市町に降りてきて、市町もどのような線引きをするか、例えば不適切な取引の不適切の定義とか、前回から出ている白、グレーの部分ですが、そのようなシステム作りというのも、今後条例が制定されてから具体的にやっていただけると期待しています。

【事務局】

一番初めからお話させていただいていますが、県と市町が協力してやらないとなかなか防ぎきれないと思います。特定水源地域における予防措置のようなものは盛り込んでいきますが、かといって2割ぐらいしか面積カバーをしていない中で、残りの部分というのは事前届出制でカバーしていくということになりますと、市町の方とも基準、運用方法のようなものを決めて、ある程度標準的なものを示して、その中でやっていく必要があるというふうには思っております。もちろんやりながら直していくということは出てくるとは思います。

【議長】

そのあたり実際に動いてみないとなかなか問題点も出てこないとは思いますが、県、市町で協力体制を取っていただくとともに、県民の皆様にもこれを機会に普及啓発をということですので、条例ができたそのあとの運用について、実効性のあるものにしていくようにということかと思っております。

では、ほぼご意見も出たというふうに感じますので、そろそろ検討委員会の中間とりまとめをさせていただきたいと思っております。当委員会は、知事からの諮問により「水源地域の森林の保全の在り方に関する事項」について意見を求められています。検討委員会としましては、第2回の委員会で森林売買の事前届出制度が必要ということをもとに合意しました。それを受けまして、その事前届出制度を含む条例の骨子案について事務局の方で原案を作っていただいて、第3回と今回の検討委員会で議論をしてきたというような流れになっています。本日、事務局から説明のあった条例の骨子案については、いま委員の皆様から頂いたご意見を踏まえて、方向性としては委員会の総意に沿ったものであるというふうに考えます。それを受けまして検討委員会の中間取りまとめとして、次のようにまとめたいと考えております。

「水源地域の森林を保全するため、水源地域の森林の適性な管理を図るための措置等を定める条例が必要であり、その条例の骨子については、本日議論した「三重県水源地域の保全に関する条例（仮称）」の骨子案とする。」

以上の文言で中間とりまとめを行いたいと思いますがいかがでしょうか。

【委員】

異議無し。

【議長】

それでは皆様のご賛同を得られたという事で、この骨子案に基づいて更に事務局の方で作業を進めて頂きたいと思います。なお、骨子案につきましては、今後事務局の方で法務関係の所とのすり合わせ協議等を行って頂くということですので、その際に、条例文言等の取決め等で若干、文言や表現の修正が入る可能性があるということですが、そのことにつきましては出来ましたら、事務局の方と私の方とで確認をさせて頂くということで、ご承認頂ければと思います。本日の議事は以上ですが、今後のスケジュール、あと次回の委員会等について事務局の方で連絡等ありましたらお願いいたします。

【事務局】

それでは今後のスケジュールということでご説明させて頂きたいと思います。12月の中旬に、県議会の常任委員会というのがありますので、そこで県議会の委員の皆様にご説明させて頂いて、意見を頂くこととしております。それと、県民のパブリックコメント並びに市町の説明等をこれから進めていきまして、色んな意見を頂きたいという風に思っております。そういった意見を踏まえて、改めて必要な修正等もさせて頂いて、骨子案についてこの委員会で審議を頂きたいと思っております。今のところ、来年の2月中ぐらいに最終取りまとめをお願いしたいというふうに考えていますが、日程の方はまた後日調整させて頂きたいと思っております。

【議長】

それではよろしくお願いたします。境界確定の問題や公有林化など森林・林業の抱える問題が垣間見えたということで、今後ともこういう条例が契機となって共有財産である森林が守っていければと考えます。議事進行等についてご協力頂きありがとうございました。